

## 神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくない。そこで、その経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 治療期間の初日 採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいう。
- (2) 1回の治療 採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。また、別添1に定めるCの治療ステージである場合については、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、特定不妊治療を受けた夫婦（兩人）であって、次に定めるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請者の一方又は両方が本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により住民票に記録されていること。
- (2) 法律上の婚姻をしていること。但し、令和3年1月1日以降に終了した治療に要した費用に対する助成金の申請において、原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された者であること。
- (4) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

### (対象となる治療等)

第5条 指定医療機関において受けた特定不妊治療を対象とする。

- 2 特定不妊治療について、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成の対象とするが、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は助成の対象でない。
- 3 次の各号に掲げる治療法は助成の対象外とする。

- (1) 夫婦（兩人）以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

（指定医療機関）

第6条 市長は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定する基準（以下、「指定基準」という。）を定め、これに基づき、神戸市特定不妊治療実施医療機関（以下「指定医療機関」という。）として指定する。指定を希望する医療機関は、別途定める「神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関指定にかかる実施要領（採卵・胚移植を行う医療機関）」および「神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関指定にかかる実施要領（手術により精子の採取を行う医療機関）」により関係書類を添付して市長に申請するものとする。

（助成内容）

第7条 助成内容は次のとおりとする。

- (1) 特定不妊治療の治療ステージと助成対象範囲については、別添1のとおりとする。
- (2) 令和3年1月1日以降に終了した治療に対する助成額については、1回の治療につき、30万円を上限とする。但し、別添1に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）またはF（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため注意）のステージである場合の助成額は、10万円を上限とする。
- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合の助成額は、(2)に定める助成額に加え、1回の治療につき30万円を上限とする。

（助成回数）

第8条 助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合は通算6回まで、40歳以上であるときは通算3回までとする。但し、令和3年1月1日以降に終了した治療に対する申請について、次の場合に当てはまる場合は、これまでの助成回数をリセットすることができる。なお、助成回数については、「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に定める特定不妊治療に要する費用の助成（以下、「補助助成」という。）を受けた回数と、「安心こども基金管理運営要領」の別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」に定める特定不妊治療に要する費用の助成（以下、「基金助成」という。）を受けた回数を合わせて算定する。

- (1) 助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。その場合は、原則、住民票や戸籍謄本等で出生に至った事実を確認する。

- (2) 妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができる。その場合は死産届の写しや母子健康手帳の記録等により確認する。

(助成の申請)

第9条 申請の方法は、次のとおりとする。

- (1) 助成を受けようとする者は、原則として治療が終了した日より3か月以内に、下記に掲げる書類を揃えて居住地を管轄する区保健福祉部・北神区役所こども家庭支援課を経由するか、こども家庭局家庭支援課へ郵送するかのいずれかの方法で、市長に申請しなければならない。なお、必要書類について、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

ア 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第1号)

イ 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号もしくは第2-2号)

ウ 神戸市内に居住する両人であることを証明する書類

エ 指定医療機関等が発行した特定不妊治療に係る費用の領収書その他治療に係る費用の支払を証する書類

- (2) 両人のいずれかが神戸市外に居住する場合は、どちらかの自治体を選択して申請しなければならない。

(助成の決定及び支払い)

第10条 市長は、申請書を受理したときは速やかにこれを審査し、助成の条件を満たしていると認めるときは、申請者に不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。また、審査の結果、不相当と認めるときは、速やかにその理由を付して、不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書(様式第4号)を送付するものとする。

- (1) 当該年度の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。  
(2) 市長は、交付決定後速やかに、申請者に助成金を支払うものとする。

(婚姻関係の確認方法等について)

第11条 婚姻関係の確認方法については、次のとおりとする。なお、事実婚の確認については、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象とする助成の申請について、適用するものとする。

(1) 法律婚の場合

助成を受けようとする者は、夫婦が同一世帯である場合は婚姻関係が確認できるよう続柄が記載された住民票の写しを提出しなければならない。なお、夫婦が別世帯の場合は、神戸市に住民登録をしている者の住民票の写しに加え、婚姻関係が確認できる戸籍謄本等を提出しなければならない。

(2) 事実婚の場合

助成を受けようとする者は、次のア～ウを提出しなければならない。

- ア 二人の戸籍謄本（重婚でないことの確認。重婚の場合は助成の対象外。）
- イ 二人の住民票の写し（同一世帯になっているかの確認。同一世帯でない場合は、ウにてその理由を記載すること。）
- ウ 二人の事実婚関係に関する申立書（様式第11号）  
なお、事実婚関係にある二人が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した児について認知を行う意向があることを記載すること。認知を行わない場合もしくは認知を行う意向の確認が取れない等の場合は助成の対象外とする。

（助成金の返還等）

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

（広報活動等）

第13条 市長は、不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う二人のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を行う。また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を行う。

2 本事業の実施に当たり、不妊専門相談機関等との連携を図り、カウンセリング体制の充実強化に努める。

（情報公開）

第14条 指定医療機関は、不妊治療の実施にかかる情報について、様式第12号及び様式第13号に従い、市長に対し提出することとする。なお、様式第12号については、市長への提出を必須とするが、様式第13号については任意とする。

2 市長は、前項に示す、市内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上で一覧的に掲載することとする。

（実施上の留意事項）

第15条 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行う、混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。
- (2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式第5号）を備え付け、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど、適宜確認を行う。

- (3) 申請等事務手続きにあたっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年4月1日から平成21年7月31日までの間に助成申請を行い、改正前の神戸市特定不妊治療費助成事業実施要綱第6条の規定に基づいて交付決定された額は、改正後の要綱第6の規定による助成額の内数とみなす。
- 3 前項の期間内に申請を受理し、改正前の要綱第6条の規定に基づく助成金の交付決定を受けた者が、改正後の要綱第6条の規定に基づく助成額との差額を追加申請する場合は、追加申請用特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号2）及び追加申請用特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号2）を用いて申請しなければならない。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

様式第1号の2 削除

様式第2号の2 削除

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附則（新型コロナウイルス感染症対策における特例）

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

2 施行前に提出のあった令和3年1月1日以降に終了した治療に対する申請についても本要綱の規定に基づいて交付決定を行う。なお、旧要綱で定める様式は、当分の間これを使用することができるものとする。

3 附則第4条および第5条は、令和2年4月1日から令和2年12月31日の間に治療が終了したもので、令和2年4月1日以降に申請のあったものについて適用する。

（助成対象となる治療期間の初日における妻の年齢）

第2条 神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下、「要綱本文」という。）

第4条第1項第4号の規定について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である、法律上の婚姻関係にある夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものに対しては、治療の開始期間の初日における妻の年齢が44歳未満であれば助成の対象とする。但し、令和2年4月1日以降治療開始分に限る。

（初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢と通算助成回数）

第3条 要綱本文第8条第1項の規定について、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものに対しては、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であっても、治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であり、法律上の婚姻関係にある場合は6回までとする。但し、令和2年4月1日以降の申請に限る。

（所得急変への措置）

第4条 要綱本文第7条第1項第2号の規定について、夫及び妻の令和元年の所得（令和2年4月から5月の申請については平成30年）の合計額が730万円以上の夫婦であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、令和2年の夫及び妻の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、別添2の730万円未満の場合の助成上限額を適用する。

2 令和2年所得の急変に加えて、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和2年6月以降に申請するもので、平成30年の所得が730万円未満であって令和元年の所得が730万円以上である夫婦については、附則第5条を適用する。

3 助成を受けようとするものは、本条第1項に該当する場合は、要綱本文第9条第1項

1号に定める書類に加え、下記に掲げる書類を提出しなければならない。但しイについては、該当するものがある場合に限る。提出書類の例は別添3のとおりとする。

- ア 令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1か月の給与がわかる書類
- イ 賞与等の推計額がわかる資料
- ウ 所得急変がわかる資料
- エ 申立書（様式第10号）

- 4 令和2年4月1日以降、申請のあったもののうち、本条第1項に該当する場合は、追加申請を可能とする。助成を受けようとするものは、本条第3項ア～エの書類に加え、追加申請書（様式第6号もしくは第7号）を、居住地を管轄する区保健福祉部・北神区役所こども家庭支援課・北須磨支所保健福祉課を経由するか、こども家庭局家庭支援課へ郵送するかのいずれかの方法で、市長に申請しなければならない。但し、追加申請ができるのは令和3年3月31日までとする。

#### （治療延期への措置）

第5条 要綱本文第7条第1項第2号について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が令和2年6月以降となった場合に、平成30年の所得が730万円未満であって、令和元年の所得が730万円以上である夫婦については、平成30年所得をもって助成の対象とし、別添2の730万円未満の場合の助成上限額を適用する。

- 2 助成を受けようとするものは、前項に該当する場合、要綱本文第9条第1項ア～ウ及びオの書類に加え、下記に掲げる書類を提出しなければならない。提出書類の例は、別添3のとおりとする。

- ア 平成30年分の夫及び妻の所得額を証明する書類（所得証明書）
- イ 申立書（様式第10号）

- 3 令和2年6月1日以降、既に申請のあったもののうち、本条第1項に該当する場合は追加申請を可能とする。助成を受けようとするものは、前項ア～イの書類に加え、追加申請書（様式第7号）を、居住地を管轄する区保健福祉部・北神区役所こども家庭支援課・北須磨支所保健福祉課を経由するか、こども家庭局家庭支援課へ郵送するかのいずれかの方法で、市長に申請しなければならない。但し、追加申請ができるのは令和3年3月31日までとする。

#### （助成の決定及び支払い）

第6条 助成を受けようとするものより、附則第4条及び第5条による申請があった場合、市長は、これを審査し、助成の条件を満たしていると認めたときは、申請者に不妊に悩む方への特定治療支援事業追加申請承認決定通知書（様式第8号）を交付し、助成金を支払うものとする。また、審査の結果、不相当と認めたときは、速やかにその理由を付して、不妊に悩む方への特定治療支援事業追加申請不承認決定通知書（様式第9号）を送付するものとする。

## 附則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 旧要綱で定める様式は、当分の間これを使用することができるものとする。

3 令和3年2月26日施行の附則第4条,第5条,および第6条は廃止し、追加申請にかかる様式第6号から第10号を併せて廃止とする。なお、第2条および第3条に該当し、令和3年中に申請する者は、4月から5月までの申請については令和元年分の、6月以降の申請については令和2年度分の夫及び妻の所得額を証明する書類(所得証明書)を提出しなければならない。

### (所得の計算等)

第2条 所得の範囲と計算方法は次号のとおりとする。

- (1) 夫及び妻の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条を準用する。
- (2) 前号の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

特定不妊治療の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	(前培養・媒精(受精(顕微授精)・培養)	胚移植					助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)	
	(自然薬品投与(点鼻薬)(自然周期で行う場合もあり)	(自然薬品投与(注射)(自然周期で行う場合もあり)	採卵	胚移植			新鮮胚移植		凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で薬品投与を行う場合もあり)	胚移植		黄体期補充療法
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

\* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。  
 \* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。